

ポイント解説速報

国際会計基準審議会、討議資料「共通支配下の企業結合」を公表

国際会計基準審議会(以下、「IASB審議会」)は、2020年11月30日、討議資料(DP/2020/2)「共通支配下の企業結合」を公表しました。

IASB審議会は2011年のアジェンダ・コンサルテーション以降、「共通支配下の企業結合」に関するリサーチプロジェクトにおいて審議を行ってきました。プロジェクトの目的は、IFRS第3号「企業結合」の適用対象外とされた共通支配下の企業又は事業の結合について、会計実務の多様性を低減し、比較可能性と報告の透明性を改善することにあります。本討議資料は、当該プロジェクトで議論された論点にかかるIASB審議会の予備的見解を含んでいます。



本討議資料のコメント期限は2021年9月1日です。

本討議資料のポイント

本討議資料には、以下のIASB審議会の予備的見解等が含まれています。

- 1. 共通支配下の事業の移転を伴う取引における、移転先企業の財務報告を対象範囲とし、移転先企業の非支配株主等、共通支配下の企業結合に係る情報を要求できる立場になく、財務諸表に依存せざるをえない支配当事者以外の利害関係者の情報ニーズに焦点を当てる
- 2. 共通支配下の企業結合のうち、移転先企業の非支配株主に影響を与える場合は原則として取得法を適用し、それ以外の取引には簿価法を適用する
- 3. 取得法を適用する場合、原則としてIFRS第3号の規定通りに適用するが、支 払対価の公正価値が、識別可能な取得資産及び負債の公正価値より低い場合 には、資本の拠出として、資本の変動を認識する(純損益では認識しない)
- 4. 移転先企業が簿価法を適用する場合、以下を提案している
 - 受領した資産及び負債の測定に用いる簿価は、被移転企業の簿価である (支配当事者の連結上の簿価は用いない)
 - 支払対価と受領した資産及び負債の簿価との差額を、資本で認識する (のれんを認識しない)
 - 結合日から被移転企業の資産、負債、収益及び費用を移転先企業の財務諸表に含める(結合前の最も早い時期に遡及的に含めることはしない)
- 5. 開示要求について、IFRS第3号の開示要求(討議資料(DP/2020/1)「企業結合一開示、のれん及び減損」による改善を含む)と関連づけ、取得法及び簿価法それぞれについて提案している

IASB審議会は、予備的見解が導入された場合、実務の多様性を低減し、比較可能性と報告の透明性が改善されると考えています。

1. 背景

IFRS第3号「企業結合」は、企業結合について取得法の適用を要求していますが、共通支配下の企業結合を適用対象外としています。他方で、共通支配下の企業結合に適用されるIFRS®基準が存在しないことから、実務上は取得法及び多様な簿価法が適用されていました。類似の取引につき異なる会計処理が行われる中、これらの取引に係る情報はほとんど開示されておらず、企業間比較が困難になっていることが問題視されていました。

IASB審議会は、IFRS基準に規定がないことにより、実務の多様性が生じているとのフィードバックに対応し、共通支配下の企業結合に関するリサーチプロジェクトにおいて審議を実施してきました。本討議資料は、これらの調査結果をまとめたものであり、IASB審議会の予備的見解に関する利害関係者からのコメントを募集することを目的としています。IASB審議会は、本討議資料へのコメントを踏まえて、公開草案を作成するか否かを検討する予定です。

Ⅱ. 本討議資料の概要

以下では、本討議資料の概要を解説します。なお、セクション番号は本討議資料に基づくものです。

(1) 対象範囲及び焦点 (イントロダクション及びセクション1)

提案のポイント

- 共通支配下の企業結合とは、すべての結合企業または事業が、結合の前後で、最終的に同じ当事者によって支配され、その支配が一時的でない企業結合をいう。
- 共通支配下の事業の移転を伴う取引における、移転先企業の財務報告を対象範囲 とする。
- 移転先企業の既存の非支配株主、潜在的な株主、並びに既存の及び潜在的な債権 者等、共通支配下の企業結合に係る情報を要求できる立場になく、財務諸表に依 存せざるをえない、支配当事者以外の利害関係者の情報ニーズに焦点をあてる。

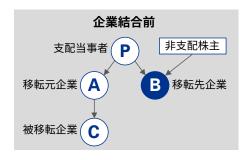
① 共通支配下の企業結合とは

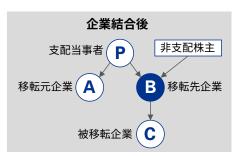
共通支配下の企業結合とは、すべての結合企業または事業が、結合の前後で、最終的に 同じ当事者によって支配され、その支配が一時的でない企業結合をいいます。

例えば、下記図1の取引例において、被移転企業(C社)の支配が移転元企業(A社)から移転先企業(B社)に移転されています。3社はすべて、取引の前後の両方で、同一の支配当事者(P社)に支配されています。

現状、B社がC社を取得した場合、B社の会計処理及び開示に係るIFRS基準が整備されていません。そのため、B社がIFRS基準に準拠した財務諸表を作成する際には、会計方針及び開示を独自に策定する必要が生じています。

図1 共通支配下の企業結合の例





なお、以下では説明の便宜上、図1の例示に基づき移転元企業(A社)、移転先企業(B社)、被移転企業(C社)、支配当事者(P社)の呼称を用いることとします。

② 本討議資料の範囲

本討議資料は共通支配下の事業の移転を伴う取引を対象としますが、資産の譲渡等、事業の移転を伴わない取引は対象とされません。より具体的には、対象取引として以下を含む旨、提案されています。

- 被移転企業(C社)が、事業の定義を満たす場合
- 必ずしも企業全体の移転を伴うとは限らず、法人化されていない場合でも事業の移 転がなされる場合
- グループ再編取引でIFRS第3号の企業結合の定義を満たさない場合(例えば、新しく設立した(事業を構成しない)新会社に事業を移転する場合等)であっても、共通支配下にある事業の移転を伴う場合(詳細は討議資料付録Bの例3参照)
- 事業の移転に当たり、(a)グループ外の第三者からの取得が先行するか、第三者への 売却が続く取引、(b)株式公開など第三者への売却を条件とする取引等において、最 終的に同じ当事者に支配されている場合(詳細は討議資料付録Bの例4参照)

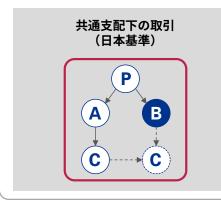
③ 本討議資料の焦点

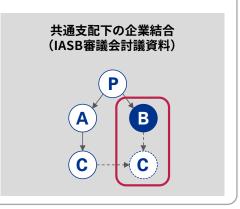
IFRS基準に従って作成される財務諸表は、企業の既存の及び潜在的な株主、融資者及びその他の債権者等、主要な利用者の共通の情報ニーズを満たすことを目的としています。共通支配下の企業結合が行われた場合、移転先企業(B社)において、既存の株主のうち支配当事者(P社)は移転先企業(B社)から必要な情報を入手することができるため、企業結合に関する情報について移転先企業(B社)の財務諸表に依存する必要はありません。他方で、移転先企業(B社)の非支配株主、潜在的株主、並びに既存の及び潜在的な債権者等は、企業結合に係る情報を要求できる立場になく、財務諸表に依存せざるをえません。本討議資料では、これら支配当事者以外の利害関係者の情報ニーズに焦点をあてています。

補足:本討議資料及び日本基準における「共通支配下の取引」の対象範囲

本討議資料の「共通支配下の企業結合」の対象は、基本的に移転先企業(B社)の連結 財務諸表上での会計処理とされています。

これに対して、日本基準(企業結合会計基準及び同適用指針等)における「共通支配下の取引」は、移転先企業(B社)に加え、移転元企業(A社)や支配当事者(P社)等も対象とし、連結財務諸表に加え個別財務諸表を対象にする等、共通支配下の取引全般に広く適用される点で相違するため、留意が必要です。





(2) 測定方法の選択(セクション2)

提案のポイント

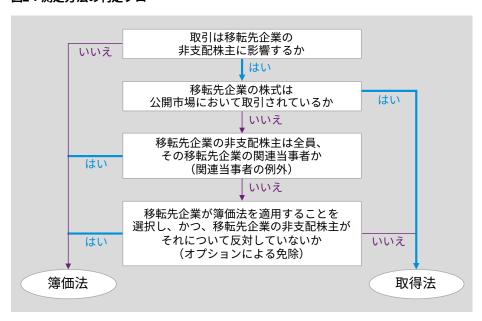
- 移転先企業は、共通支配下の企業結合が非支配株主に影響を与える場合に、取得法の適用を原則とする。但し、測定方法の選択にあたっては、取得法適用に伴う「コストと便益のトレードオフ及びその他の実務的な考慮」を条件とする。また、完全所有会社間のすべての企業結合を含め、取得法が適用されない要件を満たす場合には簿価法を適用する。
- 非支配株主に影響を与える企業結合における「コストと便益のトレードオフ及び その他の実務的な考慮」として、下記を挙げている。
 - 移転先企業の株式が公開市場で取引されている場合、移転先企業は取得法を 適用する。
 - 移転先企業の株式が公開市場で取引されていない場合:
 - 移転先企業がすべての非支配株主に簿価法の使用を提案し、異議がなかった場合には簿価法の適用が認められる(オプションによる免除)。
 - 移転先企業における非支配株主のすべてが関連当事者である場合、簿価法の適用が要求される(関連当事者の例外)。
- 測定方法の選択におけるIASB審議会の考慮事項

IASB審議会は、測定方法を選択する際の考慮事項として、以下を挙げています。

- 共通支配下の企業結合が、IFRS第3号の対象となる企業結合と類似しているか。
- 移転先企業(B社)の財務諸表の利用者にとって最も役立つ情報は何か。
- 取得法による情報を提供することによる便益が、それを提供するためのコスト (例:公正価値測定等)を正当化するか否か。

その上で、図2の通り判断フローを示しています。

図2:測定方法の判定フロー



上記の判断基準が設定された理由として、以下の通り示されています。

■ 非支配株主に影響を与える場合に、取得法の適用を原則とした理由

移転先企業 (B社) が被移転企業 (C社) の支配を獲得することにより、B社の非支配株主はC社の経済的資源の持分を獲得します。そのため、移転先企業 (B社) 及びその株主 (含む非支配株主) の両方に実質的な影響を及ぼします。したがって、グループ内の単なる経済的資源の再配分とは異なり、IFRS第3号の対象となる企業結合と共通支配下の企業結合は類似していると考えられます。また、移転先企業 (B社) の財務諸表利用者の構成から、情報ニーズも類似していると考えられることから、取得法を原則とすることを提案しています。

測定方法の判断指標を提供したうえで、移転先企業が判断することとしなかった 理由

IASB審議会は、共通支配下の企業結合がIFRS第3号の対象となる企業結合とどの程度類似しているかにつき、移転先企業(B社)自身が評価して、その企業結合についてどのような情報を提供するかの判断を要求すべきかを検討しました。その結果、IASB審議会は企業が評価を行う際の一連の指標を提供することは困難であり、評価が主観的となることから、実務上の多様性を低減するのに有用ではないと判断しました。このため、移転先企業(B社)自身で評価する方法の選択を提案しないこととしています。

■ 非支配株主がいない完全所有会社間の企業結合に簿価法を適用する理由

移転先企業(B社)に非支配株主がいない完全所有会社間の場合には、取得法を適用するケースと異なり、最終的な支配や経済的な資源の所有権に変化がなく、IFRS 第3号の対象となる企業結合と類似していない可能性があります。また、非支配株主がいない場合には、移転先企業(B社)による支払対価が独立第三者間価格と異なる可能性があり、取得法を適用した場合に任意の金額でのれんが計上される等、有用な情報を提供しない可能性があります。さらに、取得法を適用するニーズも薄く、簿価法よりコストを要する取得法の適用を正当化するのに十分な便益をもたらすか疑問があります。以上から、完全所有会社間の企業結合には簿価法を適用することを提案しています。

■ 非支配株主に影響を与える企業結合に係る「コスト・便益のトレードオフ及びその 他の実務的な考慮」とは

移転先企業(B社)の非支配株主に影響を与える企業結合には取得法を原則とする ものの、非支配株主がいるすべての共通支配下の企業結合に取得法を適用すべきか 検討するに当たり、以下を考慮しました。

- コストを要する取得法の適用を正当化する便益が得られるか(例: 非支配株主の持分比率が低い場合や、非支配株主がすべて移転先企業(B社)の関連当事者のみから構成される場合等)。
- 会計上の裁定(Accounting Arbitrage)の機会が生じる可能性があるか(例: 移転先企業が取得法を適用することによるのれんや無形資産の認識、資産の公 正価値測定等を通じて、特定の会計上の結論を達成する余地等)。

(3) 取得法の適用方法(セクション3)

提案のポイント

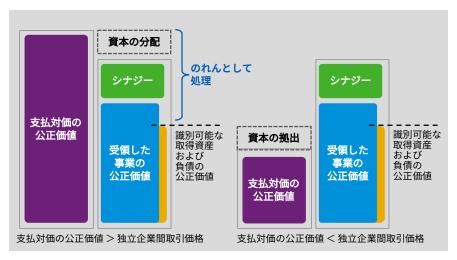
- 取得法を適用する場合、原則としてIFRS第3号の規定通りに適用する。しかし、 共通支配下の企業結合においては支払対価が独立企業間価格とは異なる可能性 がある点を考慮し、一部IFRS第3号と異なる資本の拠出の会計処理が提案されて いる。
- 移転先企業による支払対価の公正価値が、識別可能な取得資産及び負債の公正価値を超える場合に、資本の分配に相当する構成要素を識別し、測定・認識することは要求しない(IFRS第3号と同様、のれんとして認識する)。
- 移転先企業による支払対価の公正価値が、識別可能な取得資産及び負債の公正価値より低い場合には、資本の拠出として、資本の変動を認識する(IFRS第3号のように割安購入益として純損益計算書での認識は行わない)。

■ 支払対価が独立企業間価格とは異なる可能性がある点の考慮

共通支配下の企業結合に取得法を適用する理由は、IFRS第3号の対象となる企業結合に類似しており、利用者の情報ニーズとコスト・便益の考慮も同様であるためです。したがって、取得法の会計処理もIFRS第3号に規定されている通りに適用することを原則としています。

他方で、共通支配下の企業結合では、支払対価が独立企業間価格とは異なる可能性がある点で、IFRS第3号が適用される企業結合と相違する可能性があります(例:支配当事者(P社)が支払対価を指図する場合等)。このような相違が生じる場合、その企業結合には追加の構成要素(所有者としての立場で行う取引要素)が含まれる可能性があります。この場合には移転先企業(B社)の株主資本等変動計算書で報告される必要が生じる可能性があります(IAS第1号「財務諸表の表示」第106項)。IASB審議会はこの点に着目し、移転先企業が資本からの分配又は資本の拠出を識別・認識するための特別な要求が必要かを検討し、上記の予備的見解に至っています。

図3:資本の分配と資本の拠出



IASB審議会は、図3のように資本の分配部分を識別し、定量的に測定することは困難であること、多くの法域には非支配株主の利益を保護する法的要件・規制があり、発生可能性が低いと考えられることから、資本の分配を識別しないことを提案しています。他方で、受領した資産及び負債の公正価値が支払対価を超える場合には、資本の拠出として認識すること(割安購入益として純損益で認識しないこと)を提案しています。

(4) 簿価法の適用方法(セクション4)

提案のポイント

- 簿価法を適用する場合の移転先企業の会計処理について、以下を提案している。
 - 受領した資産及び負債の測定に用いる簿価は、被移転企業の簿価とする (支配当事者の連結上の簿価は用いない)。
 - 支払対価は、対価の内容によって測定方法が規定される。
 - 支払対価と、受領した資産及び負債の簿価との差額を資本の増減として 認識する(のれんを認識しない)。
 - 取引費用は(他の該当するIFRS基準に基づき処理される株式又は負債証券 の発行費用を除き)、発生時の費用として認識する。
- 移転先企業は、結合日から被移転企業の資産、負債、収益及び費用を移転先企業 の財務諸表に含める(結合前の時期に遡及的に含めることはしない)。

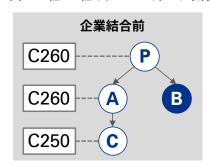
算価法における実務上の多様性

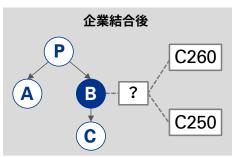
現行のIFRS基準は、簿価法を規定していません。このため、簿価引継法、持分プーリング(又は結合)法、合併会計などの名称が用いられた様々な簿価法があります。また、特に以下の2つの点において、実務の多様性が生じています。

- 移転先企業が受領した資産及び負債に用いる簿価は、どの企業の簿価か。
- 移転先企業は、いつから被移転企業の資産、負債、収益及び費用を財務諸表 に含めるか。

上記1点目について補足すると、例えば移転先企業(B社)が受領した資産及び負債について、支配当事者(P社)が被移転企業(C社)を設立から継続して支配している場合には通常、支配当事者(P社)の連結上の簿価と被移転企業(C社)の個別上の簿価は同一となります。他方で、図4のように、支配当事者(P社)が被移転企業(C社)を過去にグループ外の当事者から取得していた場合には、取得時点の公正価値評価等を通じて、支配当事者(P社)の連結上の簿価(C260)に対して、被移転企業(C社)の個別上の簿価(C250)というように、簿価が異なる可能性があります。

図4:P社がC社をグループ外から取得した場合の簿価の相違





■ 簿価法における会計処理の考え方の相違

上記2つの会計実務の多様性が生じる背景には、共通支配下の企業結合を誰の観点から見るか、という考え方の相違があります。次の表は両者の相違点を比較したものです。

相違点	移転先企業(B社)の観点	支配当事者(P社)の観点
移転先企業(B社)が受領	被移転企業(C社)の個別	支配当事者(P社)の連結
した資産及び負債に用い	財務諸表上の簿価を用い	財務諸表上の簿価を用い
る簿価は、どの企業の簿価	る。	る。
か		
移転先企業(B社)は、い	実際の結合日以降、将来に	過去から結合していたと
つから被移転企業(C社)	向けて含める。	仮定して、遡及的に含め
の資産、負債、収益及び費		る。
用を財務諸表に含めるか		
上記処理に対応する共通	移転先企業(B社)の観点	支配当事者(P社)の観点
支配下の企業結合に係る	からは、共通支配下の企業	からは、共通支配下の企業
考え方	結合は (すべてではないと	結合が行われても支配が
	しても)、IFRS第3号の企	継続しており、グループ内
	業結合に類似していると	の場所の移動にすぎない
	考えられる。	と考える。
	簿価法は、取得法における	簿価法は、支配当事者によ
	公正価値測定等のコスト	る結合前後の継続的な支
	を回避するために、実務上	配を反映する方法として
	の便法として用いられる。	用いられる。

■ 受領した資産及び負債の測定に用いる簿価として、移転元企業の簿価を用いる(支配当事者の連結上の簿価を用いない)とした理由

IASB審議会は、より最近の評価に基づいた情報(例:P社の連結上の簿価)と、傾向を分析するための継続的な履歴情報(例:C社の個別上の簿価)の両方が財務諸表の利用者に役立つ可能性があることを認めています。しかしながら本討議資料においては、概念的観点から支配当事者(P社)は企業結合の当事者ではないこと、もたらされる便益に対してコストが正当化されるか等を考慮した結果、被移転企業(C社)の簿価を使用するとの予備的見解に至りました。

■ 支払対価は、対価の内容によって測定方法が規定される

簿価法では、移転先企業(B社)の支払対価と受領した資産及び負債の簿価との差は、通常、移転先企業(B社)の資本内の減少又は増加として認識されます。IASB 審議会は現金以外での支払対価による測定方法につき、下記の予備的見解に至りました。

支払対価の内容	測定方法	
移転先企業(B社)の株式による場合	測定方法を規定しないこととした	
移転先企業(B社)の保有資産による 場合	結合日における移転先企業(B社)の 簿価	
負債の発生または引受けによる場合	IFRS基準に基づく結合日における負債 の認識額	

■ 支払対価と受領した資産及び負債の簿価との差額を資本内で認識する(のれんを認識しない)

共通支配下の企業結合において、支払対価と受領した資産及び負債の簿価との差額が生じる理由として、①支払対価と独立企業間取引を想定した支払対価との差、②未認識ののれん、③その他の要因等の構成要素からなる可能性があります。上記差額をこれら構成要素に分離するにはコストを要し、複雑かつ困難となることから、資本内で認識する方が(資産、負債、収益または費用として認識するよりも)適切であるとの予備的見解に至りました。

また、多くの場合、構成要素の表示は法令、規制、または特定の法域のその他の要求事項に依存することから、当該差額を資本のどの構成要素とするか等の表示方法 は規定すべきでないとの予備的見解に至りました。

図5:簿価法における支払対価と、受領した資産及び負債の簿価の差額



■ 取引費用のうち、他の該当するIFRS基準に基づき処理する株式又は負債証券の発行 費用を除き、発生時の費用として認識する

取引費用は、企業の買手と売手の間の交換の一部ではなく、むしろ買手が受け取ったサービスに対して支払う別個の取引費用であることから、費用として認識されることとされました(IFRS第3号が適用される企業結合と同様)。なお、株式や負債性金融商品の発行費用は、該当するIFRS基準に従って処理されます。

■ 移転先企業は、被移転企業の資産、負債、収益及び費用を結合日以降将来に向けて 財務諸表に含める(結合前の時期に遡及的に含めることはしない)

IASB審議会は、移転先企業(B社)が被移転企業(C社)の資産、負債、収益及び費用を、結合前の時期に遡及的に含める方法について検討した結果、その情報の便益は限定的であり、コストを上回らない可能性があると考えました。したがって、移転先企業(B社)は被移転企業(C社)の資産、負債、収益及び費用を、結合日以降将来に向けて財務諸表に含めるとの予備的見解に至りました。

図6:移転先企業 (B社) が被移転企業 (C社) をいつから財務諸表に含めるか



(5) 開示要求 (セクション5)

提案のポイント

IFRS第3号の開示要求(討議資料(DP/2020/1)「企業結合―開示、のれん及び減損」による改善を含む)と関連づけ、取得法及び簿価法それぞれについて開示要求及び今後の方針を提案している。

■ 開示要求に係る位置づけ

共通支配下の企業結合に係る財務報告の透明性を向上させるため、移転先企業(B社)による開示要求もあわせて検討されています。なお、本開示要求に係るIASB審議会の議論は、本討議資料及びIFRS第3号の討議資料へのフィードバック等を通じて変更される可能性があること、現状においては簿価法の要求事項が完全には開発されていないこと等から、必然的に予備的なものと位置付けられています。

■ 本討議資料では、以下の開示要求が提案されています。

取得法

- 移転先企業は、IFRS第3号「企業結合」における開示要求に従う こと(討議資料「企業結合一開示、のれん及び減損」から生じる 要件の改善を含む)
- IASB審議会は、IAS第24号「関連当事者についての開示」の開示 要件、及びその適用ガイダンスを提供すること(特に共通支配下 の企業結合における条件の開示)

簿価法

- 移転先企業は、IFRS第3号「企業結合」における要求事項の一部 に従うこと(討議資料「企業結合一開示、のれん及び減損」から 生じる要件の改善を含む)
- 共通支配下の企業結合前の開示は要求されないこと
- 移転先企業は、支払対価と受領した資産及び負債の簿価の差額 について、資本に認識された金額及び資本の構成要素を開示す ること

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、 的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではあ りません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で 提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2020 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by quarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.